

基準名	城陽市工事成績活用基準（H20.9.1 制定、H22.9.1 一部改正、R7.4.1 一部改正、R7.5.19 一部改正）				
対象工事	設計額 130 万円超え（共同企業体を含む）				
対象外工事	城陽市上下水道部所管工事・単価契約工事				
評定要領	城陽市建設工事成績評定要領（設計額 130 万円超）				
概評区分・評定点	優良（a）	良好（b）	普通（c）	やや不良（d）	不良（e）
	80 点以上	70 点以上 80 点未満	50 点以上 70 点未満	36 点以上 50 点未満	36 点未満
入札参加優遇措置	入札・契約事務処理委員会審議				
・優遇業者を設定	優遇業者（JV・市外業者は除く）		無し	無し	無し
・優遇工事入札実施	優遇工事入札（原則 5 社以上）				
・参加資格付与	参加資格付与 2 ポイント	参加資格付与 1 ポイント			
・表彰 （JV・市外業者は 除く）	優良のみ表彰 ・受注者代表 ・現場代理人 ・配置技術者	無し			
市 HP 掲載 （全対象工事）	優良のみ掲載	無し			
・優遇措置の期間	付与参加資格の全行使まで		無し		
・優遇措置の蓄積	付与参加資格は蓄積加算		無し		
・優遇措置の行使	・当該優遇工事への指名通知時 2 ポイント ・当該優遇工事の落札時 追加 2 ポイント		無し		
・優遇措置の取消し	優遇措置対象期間中 活用基準の対象となる新たな工事（JV 工事含む）で 1. 65 点未満又は、評定評価項目で「d」又は「e」の評価を受けた場合 2. 城陽市指名停止規則の指名停止措置要件に該当した場合 入札・契約事務処理委員会の審議を経て活用基準の入札参加優遇措置の全てを取り消す				
入札参加制限措置	入札・契約事務処理委員会審議				
制限対象工事：活用 基準対象工事（JV 工事含む）における 工事評定点	無し		50 点以上 65 点未満 連続 2 回以上の評価の場合 公募等の参加制限	公募等の参加制限 2 回 36 点以上 50 点未満が連続 2 回以上の場合、指名停止措置 6 月間	指名停止措置 6 月間 36 点未満が連続 2 回以上の 場合、指名停止措置 12 月間